

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月及び同年 7 月
② 昭和 46 年 7 月及び同年 8 月
③ 昭和 46 年 12 月から 49 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 1 月
⑤ 平成 2 年 4 月から 5 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 6 月及び同年 7 月、46 年 7 月及び同年 8 月、46 年 12 月から 49 年 3 月までの期間並びに 61 年 1 月の国民年金保険料については、自分で金融機関で納付したり、母親に納めてもらったりしていた。平成 2 年 4 月から 5 年 3 月までの期間の保険料については、父親から 20 万円を借り、不足分は自分で用意して社会保険事務所で納付した。申立期間の保険料が未納又は申請免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の④については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料の還付がなされており、当初、申立人は昭和 61 年 1 月 29 日付けで国民年金の被保険者資格が強制加入から任意加入に変更されているが、本来強制加入から任意加入に資格変更されても保険料を還付する必要はなく、現に申立期間の④と同様の取扱いをすべき 61 年 2 月及び 3 月分の保険料については還付されていないことから当該期間の保険料については、行政側の不適切な事務処理による誤還付であったと考えられる。

一方、申立期間の①、②及び③については、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の納付額についての記憶は曖昧であり、申立人の母親も当該期間の保険料を納付していた記憶はないとしており、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 4 月以降に払い出されて

いることから、この時点では当該期間は時効により、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない期間であり、当該期間は別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間の⑤については、申立人が当該期間の国民年金保険料を追納していたことを示す家計簿、確定申告書等関連資料が無く、申立人は、追納の時期や自己負担分の追納額についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、④の昭和 61 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から60年1月まで

私は、夫の赴任地に転入後の昭和59年7月に本籍地の市役所から国民年金の加入記録を取り寄せ、転入先の区役所で国民年金に任意加入して国民年金保険料を納めていた。しかし、社会保険庁の記録では、国民年金への任意加入日は国民年金手帳を再発行してもらった60年2月となっており、59年7月から60年1月までの期間が未加入で保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間中の国民年金保険料を厚生年金保険から国民年金への切替手続の遅延による1か月を除きすべて納付していることから、申立人の国民年金制度に対する理解及び国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれるとともに、申立人が任意加入時に使用したとする前住所地の国民年金保険被保険者名簿の証明年月日が昭和59年7月2日となっていることが確認できることから、申立人が59年7月6日に任意加入の手続をしたとの主張に不自然さはない。

また、申立人が所持する国民年金手帳に記録されている資格取得年月日が、昭和60年2月19日から59年6月3日に訂正されており、さらに、申立人の納付記録についても、60年2月及び同年3月の保険料は当初未納とされていたが、61年3月に納付済に訂正されているなど、申立期間当時の行政側の納付記録の管理が適切に行われなかった可能性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年3月までの期間及び50年11月から51年3月までの期間の国民年金保険料は納付されていたものと認められること、並びに47年6月から同年11月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間の同保険料については重複して納付していたことが認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から同年11月まで
② 昭和47年12月から48年3月まで
③ 昭和48年4月から50年3月まで
④ 昭和50年11月から51年3月まで

私は、申立期間の②及び④の期間の国民年金保険料を当時の村役場で納付しており、申立期間の②の期間については、国民年金手帳に貼付されている保険料徴収カードに徴収済みの印鑑が押印されているにもかかわらず法定免除と記録されていること、申立期間の④の期間については、当該年度末に特例納付及び過年度納付を行ったにもかかわらず、同期間が未納となっていることに納得できない。

また、私は、申立期間の①及び③の期間の国民年金保険料を一度村役場の窓口で納付したにもかかわらず、再度夫の分と一緒に納付した。これらの期間について、重複して保険料を納付したことを認めてほしい。

なお、重複して納付した期間の保険料の還付を受けたことは無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②については、i) 市役所が保管する被保険者名簿において、昭和47年11月から50年10月までの期間について申立人が法定免除となっていることが記録されており、ii) 他方、同名簿の検認記録欄をみると、申立期間の②を含む期間である47年6月から48年3月までの期間について、現年度納付を表す「納」のゴム印がいったん押印された後、申立期間の②の期間のみ通常の訂正では行われないと考えられる修正液で消去されていることが確認でき、iii) 申立人が所持する国民年金手帳に貼付されている保険

料徴収カードにおいて、昭和47年6月から50年6月までの各月の押印欄には現年度納付を意味する旧村役場職員の私印が押されているなど、当時の行政側の記録管理が不適切であることが確認できることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付していたものと推認される。

また、申立期間の④については、申立期間が5か月間と短期間であり、申立人は、申立期間当時、申立人の夫が相当額の生活資金を所持していたとしており、申立人は、申立期間の④の期間内である昭和50年12月及び51年3月の申立期間の①及び③の30か月分の国民年金保険料をそれぞれ特例納付及び過年度納付していることが確認できるなど、当該保険料を納付する資力があつたものと推認でき、現年度納付期間となる当該期間のみが未納となっているのは不自然である。

- 2 申立期間の①については、前述のとおり現年度納付されていたことが確認できるとともに、社会保険事務所の保管する特殊台帳においては、当該期間のうち、昭和47年6月から同年10月までの期間については、50年12月に国民年金保険料の特例納付をしており、同年11月についても当初、特例納付しているが、当該月が法定免除に該当していることから免除期間の保険料を追納したとする訂正がなされていることが確認できる。

また、申立期間の③についても同様に現年度納付が行われていたにもかかわらず、昭和50年12月及び51年3月に過年度納付をしていることが確認でき、申立期間の①及び③については、特例納付及び過年度納付をしたことにより保険料を重複して納付したことが認められる。

さらに、申立人は、当該期間に重複して納付したとみられる国民年金保険料について、これを還付する旨の通知をどこからも受け取った記憶は無く、社会保険庁の納付記録によれば、当該期間の保険料を重複して納付されたことを示す記述は見当たらず、還付や未納期間に充当されたことを示す記述も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の昭和47年12月から48年3月までの期間及び50年11月から51年3月までの期間の国民年金保険料は納付されていたこと、並びに47年6月から同年11月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間の同保険料については重複して納付されていたことが認められることから納付記録の訂正が必要である。

沖縄厚生年金 事案 190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 6 日から 42 年 9 月 13 日まで
社会保険庁の記録によれば、私がA社に勤めていた申立期間の 60 か月分について、昭和 42 年 12 月 12 日に脱退手当金を受け取ったことになっているが、私はその時には既に沖縄に帰郷しているため、受け取れるはずが無いので、脱退手当金が支給された期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、昭和 42 年 12 月 12 日に申立人に対する脱退手当金の支給記録はあるが、当該社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿には、通常、脱表示や被証回収（被保険者証の回収）の表示を押印していたと当該社会保険事務所では説明しているにもかかわらず、申立人に係る脱表示や被証回収の表示はない。

また、申立人は、昭和 42 年 9 月に養父の病気により一時沖縄に帰郷したが、養父の余命が短いことからBに戻ることを家族が反対したため、同年 9 月に郵送で退職届を事業所に提出したと説明していることから、県公文書館にて旅客名簿を調査したところ、同年 9 月 19 日の沖縄行きC汽船D丸の乗客名簿に申立人の名前が記載されていることが確認できるとともに、養父の改製原戸籍謄本の調査により、養父の死亡日が同年 10 月 21 日であることが確認できることから、申立人が自ら脱退手当金を請求するために、養父の死亡直後にBに戻っていたとは考え難く、本土復帰前の沖縄においては、日本銀行の決済システムがなかったことなどにより、申立人による脱退手当金の請求は困難であったと考えられる。

さらに、申立人は、沖縄における国民年金保険制度が発足した当初から 60 歳に達するまで国民年金保険料を完納しており、将来の年金に対する意識は高いものと思われる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 11 日から 41 年 3 月 27 日まで
社会保険庁の記録によれば、A社及びB社に勤めていた申立期間の 41 か月分について、昭和 41 年 9 月 8 日に脱退手当金を受け取ったとされているが、その時は既に沖縄に帰郷しているため、受け取れるはずがないので、脱退手当金が支給された期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 3 月 29 日の被保険者期間についてはその計算の基礎とはされておらず、未請求となっており、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は昭和 41 年 3 月 27 日にB社を退職後、同年 3 月 30 日に沖縄へ帰郷していることが渡航記録により確認できるとともに、申立人の戸籍謄本及びその附票から、申立人は 41 年 3 月 29 日に沖縄に住所を定め、42 年 4 月に結婚していることが確認できるが、申立人はその間他県に転出した記録も無いことから、脱退手当金を受給したとされる 41 年 9 月ごろは沖縄に居住していたものと考えられる。

しかしながら、本土復帰前の沖縄においては、日本銀行の決済システムがなかったことなどから、申立人による脱退手当金の請求は困難であったと考えられ、事業主に代理請求を依頼したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、A事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者の資格を昭和47年5月15日に取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、また、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年7月14日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 :
基礎年金番号 : 男
生年月日 :
住所 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年5月15日から同年7月14日まで

私は、昭和42年3月6日から47年7月13日までA事業所で勤務していたが、社会保険庁の記録によると47年5月15日からの厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所からの退職証明書により勤務していたことを証明してもらっているので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している人事記録及び雇用保険の加入記録並びに同僚の証言から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の所持する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（写し）」（以下「決定通知書」という。）の健康保険被保険者証の番号は、社会保険事務所において当該番号の被保険者原票は存在せず、社会保険庁のオンライン記録においても確認することができないが、決定通知書により、申立人は昭和47年5月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、事業主は、社会保険事務所に適正に被保険者資格取得に係る届出を行ったことが確認できる。

なお、社会保険事務局に照会したところ「被保険者原票については、社会保険業務の新しい事務処理方式の実施（昭和63年当時）に伴い、マイクロフィルム化することとなっていたため、申立人に係るマイクロフィルムが確認できないことから、当該原票そのものが存在しなかったものと思われる。」と回答

しているが、申立人の所持する決定通知書の存在との整合性が認められない。

さらに、決定通知書に記載されている他の4人については、当該決定通知書に記載されている氏名、生年月日、標準報酬月額等は、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

加えて、複数の元同僚は「申立人が勤務していたことは確かであり、同じ部署で勤務していた職員はすべて厚生年金保険に加入していた」と証言している。

一方、資格喪失日については、申立人に係る雇用保険の離職日が昭和47年7月13日であることを踏まえると、同年7月14日とすることが妥当であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、昭和47年5月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められ、また、資格喪失日については、同年7月14日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、決定通知書により、5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から同年11月までの期間及び51年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から同年11月まで
② 昭和51年5月から同年12月まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた期間については、国民年金保険料を妻の分と一緒に納付していたはずであるが、昭和49年9月から同年11月までの期間及び、51年5月から同年12月までの期間については、国民年金に未加入で私の分の国民年金保険料だけが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の①及び②の期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の①及び②について国民年金保険料を申立人の妻の分と一緒に自治会に納付していたとしているが、i)申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和52年2月以降と推認できること、ii)妻が所持している国民年金保険料の領収書により45年4月から51年3月までの期間の保険料は52年9月に市役所支所で一括して特例納付及び過年度納付されることが確認できることから申立内容には、不自然な点が見受けられる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料は納付することはできない期間であり、申立期間について納付書を発行したとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の居住する市の自治会では、保険料の未納者に対する市からの納付勧奨通知や市役所職員等の戸別

訪問による納付勧奨を行っていたことから、国民年金加入者に未納が発生する余地はほとんどなかったとの当時の自治会職員の証言があるなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年2月まで

私は、国民年金の沖縄特別措置に該当し、納付書や説明書が届いたので、私の妻が、夫婦二人分の沖縄特別措置に係る国民年金保険料の全額を市役所で特例納付した記憶があり、昭和40年6月から41年2月までの期間の保険料についても、特例納付したはずである。

当該期間が未加入で保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、納付額及び納付対象期間についての記憶が曖昧であり、申立人は、申立期間に係る届出手続及び特例保険料納付に^{あいまい}関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳の記録によると、申立人の沖縄特別措置の申請日は平成3年10月24日となっており、沖縄特別措置期間は昭和38年11月から40年5月までと記録されていることが確認できることから、申立人は平成3年10月24日に市の国民年金担当窓口で、沖縄特別措置期間を「昭和38年11月から40年5月まで」と申請したものと判断される。

さらに、申立人が資料として提出した預金通帳はあるものの、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿等の関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から52年3月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を海外から帰国した昭和55年ころ行い、社会福祉協議会から夫と2人分の特例納付が可能な国民年金保険料相当額を借り入れて国民年金保険料を納付したにもかかわらず、48年4月から52年3月までの期間の保険料が夫婦共に未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の夫も既に死亡していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況等の詳細が不明である。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっている上、申立人が所持する年金手帳の保険料の納付記録には、申立期間の保険料が納付されたことを示す記載が無く、同人が所持する特例納付保険料の領収書の納付期間、納付年月日、納付金額と社会保険庁のマイクロフィルムに記載されているこれらの記録は一致しており、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間に申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年12月から2年2月まで
平成元年11月ころ市役所から国民年金加入案内のはがきが届いたが、私は当時学生であったので市役所の窓口で免除申請を行ったはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時学生であったため、市役所で国民年金保険料の免除申請を行ったとして、納付記録の訂正を求めているが、平成元年当時、学生は任意加入被保険者であり、制度上免除申請を行うことはできない。

また、申立人は免除申請の具体的な手続についての記憶が曖昧であり、国民年金保険料の免除申請がなされた場合は、その承認または却下^{あいまい}について申請者に通知する取扱いとなっているが、申立人は当該通知を受け取った記憶は無いとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の国民年金保険料は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月26日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については、昭和21年9月20日に脱退手当金が支給済みであるとの回答を社会保険事務所から受けた。

しかし、私は脱退手当金を受給したことはないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給日は昭和21年9月20日で、支給金額は143円108銭と記録されている。当時の規定では、脱退手当金の請求は厚生年金保険の資格喪失日から1年経過後に行うこととなっており、支給日も1年1か月後であり、支給金額についても検証したところ、正しい金額になっていることから、一連の事務処理に不自然さはないと見えない。

また、申立人の再就職先であるA社は、申立事業所から数キロメートル離れたところであったと申立人は説明していることから、脱退手当金の支給について管轄する社会保険事務所の所在する県に居住していることが確認できること、申立人と同時期にA社に再就職した同僚2名にも申立人と同時期に脱退手当金の支給記録があることなどから、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の前後100名の同僚の記録を社会保険庁オンライン記録で調査したところ、申立人を含む4名以外に脱退手当金の受給記録はないことから、事業主が代理請求をしていた可能性は低いと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで
(県外 A 社)
② 昭和 37 年 12 月 20 日から 38 年 1 月 7 日まで
(県外 B 社)

私は、申立期間の①において県外 A 社、申立期間の②において県外 B 社に勤務していたが、申立期間の①及び②についてはその一部のみしか厚生年金保険の記録が無いとされた。

給与明細書等の資料は残っていないが、それぞれの申立期間について厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①については、同申立期間における申立人の勤務に関して、当時の同僚の一人が記憶している「申立人が A 社で当該同僚と同じ職場に配属されてきた時期」及び「申立人が A 社を退職した時期」は、申立人の厚生年金保険の資格取得日及び喪失日とはほぼ一致しているほか、当該同僚は、当時の社員が入社時から厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を給与から控除されていたことを記憶している。

また、A 社は昭和 52 年 6 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、当時の申立人の勤務及び保険料控除等に係る資料が無い。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間の①を含む昭和 36 年から 37 年までの A 社における厚生年金保険の資格取得状況を調査したところ、被保険者整理番号に欠番が無く連続しており、申立人が 37 年 10 月 1 日の資格取得日以前に被保険者資格を取得している形跡は無い。

申立期間の②については、B 社を承継する C 社に確認したところ、「申立人が勤務していたことは覚えているが、当時の社会保険事務については担当者も

既にいないため不明である。」としており、当時の申立人の勤務及び保険料控除等に係る資料も無い。

また、社会保険事務所が保管している健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間の②を含む昭和36年から42年までのB社における厚生年金保険の資格取得状況を調査したところ、被保険者整理番号に欠番が無く連続しており、申立人が38年1月7日の資格取得日以前に被保険者資格を取得している形跡は無い。

さらに、申立期間の①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。